

松平地域 地域計画の変更について

農業を担う者の変更について

現在の担い手	新たな担い手	所在地番
		林添町西トウモ 34
		林添町西トウモ 36

松平地域 営農型太陽光発電施設への一時転用について

【事業概要】

農地は認定農業者が稲作を行い、上部空間を有効利用し売電事業の発電所として営農型太陽光発電施設を設置する。※別添地図参照

案件番号	所在地番	面積 (㎡)	太陽光発電事業者	作付け作物
①	長沢町コノマ5 4 番 長沢町コノマ5 5 番 長沢町コノマ6 0 番2	2,730	株式会社リテック豊田	米
②	長沢町コノマ5 6 番 長沢町コノマ6 1 番 長沢町コノマ6 2 番 長沢町イレウ5 8 番2	6,529	三河商事株式会社	米
③	長沢町コノマ5 8 番 長沢町コノマ6 4 番	2,176	MIKAWA 農園株式会社	米

協議の結果

地域計画の変更については、支障なし。

営農型太陽光の発電施設への一時転用については、下記意見等に対し申出者から適切に対応する旨の回答を得たため、支障なし。

協議の内容	意見等
農業を担う者の変更について	意見なし
営農型太陽光の発電施設への一時転用について	・ 周辺住民に対して、反射光や景観悪化の影響が出る恐れがあることの周知。 ・ 大型農業機械の接触等により、太陽光パネルが損傷した場合の責任分担の明確化。